

第4章 循環型社会の形成

第1節 一般廃棄物の減量・リサイクル対策

1 概説

近年の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動は、天然資源の枯渇への懸念や生態系への危機、温室効果ガスの排出による地球温暖化問題等、様々な環境問題を引き起こしている。

本市では、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される「持続可能な循環型共生社会」の形成をめざし、ごみの適正処理という観点だけでなく、廃棄物等の発生を抑制し、再利用や再生利用の取組を積極的に推進している。

また、プラスチックごみによる海洋汚染が世界的な課題となっていることを踏まえ、平成31年1月に大阪府と「おおさかプラスチックごみゼロ宣言」を行うとともに、G20大阪サミットで共有された「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の実現等に寄与するため、令和3年3月に「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」実行計画を策定し、あらゆるステークホルダーとの連携のもと、プラスチックごみの資源循環の推進や市民・事業者などへの普及啓発の取組を進めている。

2 大阪市廃棄物減量等推進審議会

ごみの減量対策をはじめとして、広くごみ問題全般を審議するため、平成7年8月に学識経験者、市民及び事業者代表などの委員により構成された「大阪市廃棄物減量等推進審議会」を設置した。

同審議会では、これまで市長の諮問を受け、次のような答申を行っている。

◆「大阪市のごみ減量施策のあり方について」

平成9年6月に、「地球環境の保全・資源の保護という観点から、廃棄物の発生に関わる市民や事業者自身が、問題の深刻さを自覚し、主体的にライフスタイルや事業活動を見直し変えていく取組が必要であり、行政はつぎのようなことを踏まえて取り組むべきだ」とする内容の答申を行った。《廃棄物の減量化推進施策策定の基本となる考え方》

- (1) 市民や事業者の主体的なごみ減量推進の取組が重要であること。
- (2) 行政は、市民や事業者の主体性の重要性を十分理解したうえで、市民や事業者の取組の推進策、支援策を積極的に実施していくべきであること。
- (3) 市民、事業者、行政が各々の間で新たなパートナーシップを持ってごみの減量化に取り組むことが重要であること。
- (4) そういったことが円滑に進められる社会システムの構築についても求められていること。
- (5) 廃棄物減量化推進の情報が公開され共有化されること。
- (6) 大阪市も事業者、消費者として廃棄物減量化を率先して推進すること。

◆「大阪市の散乱ごみ対策を中心としたまちの美化施策のあり方について」

平成11年6月に、「市民や事業者がまちの美化や散乱ごみ問題を自分達の問題として考え行動することなしには、まちの散乱ごみ問題の根本的な解決はあり得ない。それぞれが主体的に行動していくとともに、市民、事業者、行政がパートナーシップで協力していく必要があり、行政はつぎのようなことを踏まえて取り組むべきだ」とする内容の答申を行った。

《散乱ごみ対策を策定するにあたって基本となる考え方》

- (1) 散乱ごみ対策は景観向上の取組として、町並みや屋外広告物、緑化、駐車・駐輪対策などと相互に関連付けて検討すべきであること。
- (2) 散乱ごみ発生に関わる事業者は、独自で回収容器の設置や清掃活動を行ったり、顧客への啓発

や市民の活動をサポートするなど積極的な役割を果たすべきであること。

- (3) 行政は市民、事業者との連携を図りながら美化推進対策を実施し、取組に関する情報開示にも努めるべきであること。
- (4) 散乱ごみ問題は教育問題、環境問題など様々な問題を包含していることから総合的な対策を実施し、先進的、創造的な試みが導入できるよう検討すべきであること。

◆「一般廃棄物収集運搬業者が搬入するごみの処理手数料のあり方について」

平成 13 年 12 月に次のような内容の答申を行った。

- (1) 許可業者搬入手数料は、同業者以外の者が搬入する処理手数料（以下「一般搬入手数料」という。）より減額されているが、事業系廃棄物の減量・リサイクルを進めるため、この減額措置については原則的に廃止すべきであること。
- (2) しかし、零細な許可業者や排出事業者に配慮して、長期にならない範囲で段階的に廃止すべきであること。
- (3) また、一般搬入手数料の設定にあたっては、適正な廃棄物処理に必要な処理原価を基本としなければならないこと。
- (4) 減額措置を廃止し、事業系廃棄物の減量・リサイクルを進めるためには、許可業者、排出事業者、大阪市、市民それぞれが役割と責任を担うことが重要であること。

◆「ごみ減量推進のための具体的取組について」

平成 14 年 8 月に「市民・事業者・行政のごみ減量行動計画（ごみ減量アクションプラン）」として、市民の行動メニュー、事業者の行動メニュー、行政（大阪市）の行動メニューを示す内容の答申を行った。

《ごみ減量アクションプランの提言にあたって考慮された内容》

- (1) 市民・事業者の自主的なごみ減量への取組が大切なこと。
- (2) 行政（大阪市）は、率先してごみ減量に取り組むとともに、施策の実施にあたっては、市民・事業者の自主的な取組を推進するような方策を考えること。

◆「一般廃棄物処理基本計画の基本的な考え方について」

市民意識調査等を実施するとともに、基本計画の改定にあたっての本市の基本的な姿勢等について審議を行い、平成 17 年 8 月に次のような内容の答申を行った。

《一般廃棄物処理基本計画の基本的な考え方内容》

- (1) 「2 R（発生抑制・再使用）＝上方（かみがた）」の取組を優先課題として、積極的に取り組むこと。
- (2) 市民 1 人 1 日あたり、事務所 1 ヶ所 1 日あたり減量目標値といった、分かりやすい数値目標を明確にすること。
- (3) 双方向で意見や情報が交換できる場（タウンミーティング等）を設定するなどの手法を活用して、市民意識や意見を把握すること。
- (4) 既存の環境関連施設を最大限活用することや、ソフト面での充実、ライフステージに対応した教育を検討すること。
- (5) 粗大ごみの有料化を実施する際には、導入の必要性を市民に十分に説明し、市民への還元策や市民サービスの向上、不法投棄対策に取り組むこと。
- (6) 分別排出等を促進するため、「透明袋」の導入について検討すること。

◆「大阪市における事業系ごみ減量施策のあり方について」

平成 18 年 2 月に改定した「大阪市一般廃棄物処理基本計画」の目標達成に向けて、ごみ処理量の約 6 割を占める「事業系ごみ」の減量が大きな課題となっていることから、平成 20 年 3 月、大阪市が行う排出事業者を中心とした事業系ごみ減量施策の今後の方向性について答申を行った。

《事業系ごみ減量施策の基本的方向性》

- (1) 事業系ごみの減量施策の検討にあたっては、「排出事業者の処理責任」及び「排出事業者自らのごみ減量・リサイクルの取組」を前提として進めるべきである。
- (2) 大阪市は排出事業者に対して、2 R（発生抑制・再使用）の促進に向けた積極的な働きかけや減量指導を行い、排出事業者との連携・協働を基にしたごみ減量へのシステム作りに向けて積極的にコーディネーター役を果たすべきである。

◆「経済的手法を活用したごみ減量・リサイクル施策について」

◆「新たに実施すべきごみ減量・リサイクル施策について」

環境問題全般に対する市民の関心が高まっていることや、ごみ処理コストの低減が喫緊の課題となる中で、「焼却工場のあり方」について多角的な観点から検討が求められていることなど、より一層のごみ減量・リサイクルに向けた取組や新たなごみ減量目標値の早急な検討が必要となっていることから、ごみ減量・リサイクル推進のための新たな施策について、平成 21 年 6 月に次の内容の答申を行った。

- (1) 中・長期的に実施・検討すべき施策と今後の研究課題
 - ア 中・長期的に実施・検討すべき施策（資源化ルートへの誘導）
 - (ア) リサイクル情報の収集・提供機能の充実
 - (イ) 中小規模事業者に対するモデル的事業の検討
 - (ウ) 業界団体等に対するごみ減量の働きかけ
 - (エ) 資源化可能物の焼却工場への搬入禁止
 - (オ) 許可業者が収集するアパート・マンションの取扱い
 - イ 今後の研究課題
 - (ア) ごみのバイオマス利用
 - (イ) 市民に身近な今後の施策展開
 - (ウ) 家庭から排出されるプラスチック全般のリサイクル
 - (エ) 大阪府域におけるごみの域内循環
 - (オ) 焼却工場建替え時における熱回収の促進
- (2) ごみ処理手数料のあり方
 - ア ごみ処理手数料の設定
 - イ 事業系ごみに係る有料指定袋制度の検討
 - ウ 手数料基準（ごみ量換算値）の変更
 - エ 事業系ごみに係る 10 kg 未満無料規定の見直し
- (3) ごみ減量目標値について
 - 目 標：事業系ごみを他の政令指定都市並みのごみ量まで減量
 - 目 標 値：ごみ処理（焼却）量 120 万トン以下
 - 達成時期：「10 年」という期間をできるだけ前倒し

3 大阪市一般廃棄物処理基本計画

本市では、平成 28 年 3 月に策定した「大阪市一般廃棄物処理基本計画」（以下「前計画」という。）に基づき、令和 7 年度を目標年次としてごみ処理量 84 万トンをめざすこととし、さらなるごみの減量を進めてきたが、近年下げ止まりの傾向となっている。

今後も、「持続可能な循環型社会」の形成に向け、これまでのごみ減量施策に加え、市民・事業者・大阪市の連携のもと、ごみの発生抑制や再使用の取組（2 R）をより一層進め、前計画において将来目標としていた「令和 7 年度のごみ処理量： 84 万トン」を引き続きめざすこととし、SDGs の視点など廃棄物行政を取り巻く状況変化を踏まえた新たな施策の展開により、一層のごみ減量を推し進めるため、令和 2 年 3 月に「大阪市一般廃棄物処理基本計画」を改定した。

■計画目標

令和 7 年度の年間ごみ処理量を 84 万トンとする。

■計画期間

令和 2 年度から令和 7 年度までの 6 年間とする。

■目標達成のための 3 つの基本方針

基本方針 1 【2 R を優先した取組の推進】

「持続可能な循環型社会」を形成するためには、3 R のうち、再生利用より優先順位の高い 2 R（発生抑制・再使用）の取組が必要である。

可能な限り新たな資源・エネルギーやコストを投入せずにごみ減量を進めるという観点から、2 R を優先し、なかでもごみの発生抑制を最優先にした取組を実践するライフスタイル・ビジネススタイルへの転換をめざす。

基本方針 2 【分別・リサイクルの推進】

依然として焼却するごみの中には、古紙や容器包装プラスチックなどの分別収集対象品目や、産業廃棄物等の搬入不適物が混入している状況にあることから、家庭系ごみの分別排出や事業系ごみの適正区分・適正処理のさらなる徹底を図るため、市民・事業者の皆さんとの連携・コミュニケーションの活性化に努めて、引き続きごみの分別・リサイクルの取組を進める。

また、分別・リサイクル推進の手法の 1 つとして、コミュニティビジネスの要素も取り入れることで、自律的な地域運営へ寄与し、活力ある地域社会づくりに貢献する。

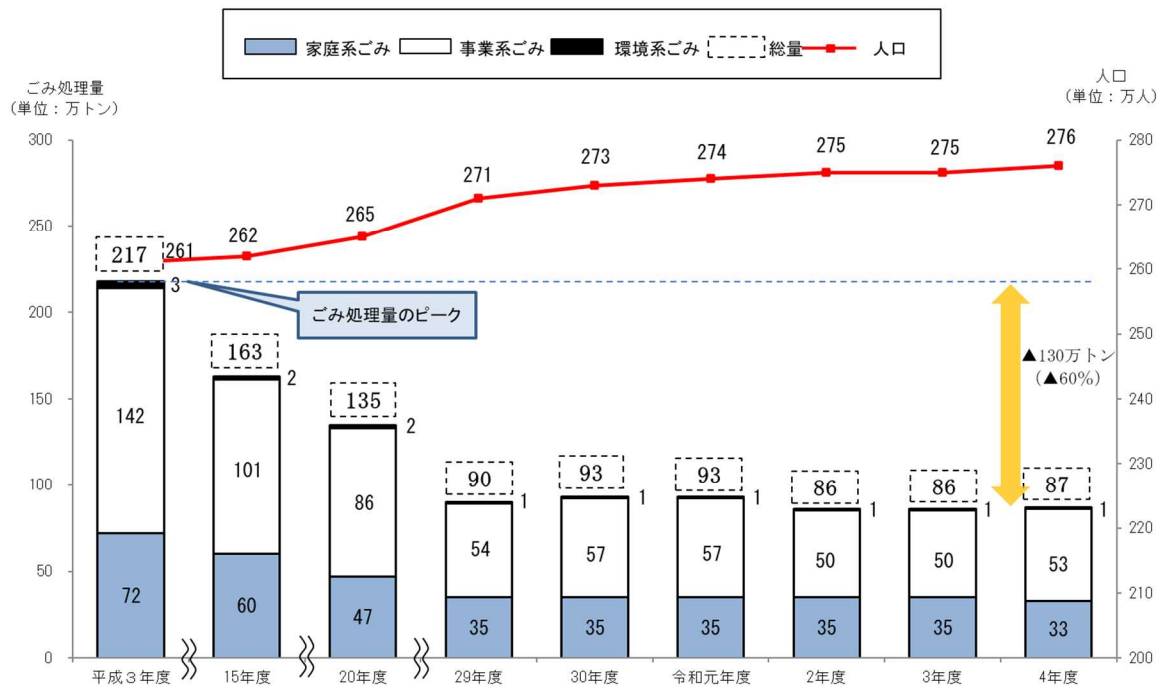
基本方針 3 【環境に配慮した適正処理と効率的な事業の推進】

3 R の取組を進めたうえで、なお排出されるごみについては適正な処理処分を行うことが必要である。ごみ処理のあらゆる過程において、環境負荷の低減に努めつつ、効率的な事業運営を行うとともに、大規模災害時の対応も含め、より安全かつ安定したごみ処理体制を整備するため、ごみの焼却処理事業を行う大阪広域環境施設組合とも緊密に連携し、施策を推進する。

また、3 R やごみの適正処理の推進に係る各種の調査・検討を進める。

加えて、地球規模の環境課題を解決するための国際協力を推進する。

4 ごみ処理量の推移



本市では、ごみの発生抑制や再使用・再生利用の取組を推進するため、家庭系ごみ減量施策としては、平成6年度から資源ごみ、平成17年度からは容器包装プラスチックの分別収集を市内全域で実施するとともに、平成18年度には粗大ごみ収集の有料化、平成19年度には中身の見えるごみ袋による排出指定制度の導入等の施策を進めてきた。

また、事業系ごみ減量施策としては、平成5年度から開始した特定建築物に対する減量指導や、平成4年度以降数回にわたるごみ処理手数料の見直しによる発生抑制を図るとともに、平成21年度からは焼却工場における搬入物の検査指導の強化に取り組むなど、市民・事業者とともに3Rの取組を積極的に推進してきた。

さらに、より一層のごみ減量を図るため、平成25年10月からは、古紙・衣類分別収集を市内全域で実施するとともに、資源化可能な紙類の焼却工場への搬入禁止を実施した。また、平成29年4月に「大阪市の廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例」を一部改正し、古紙・衣類の持ち去り行為等を規制するなど、紙ごみ対策を推進している。

こうした施策の推進により、令和4年度のごみ処理量は87万トンとなり、ごみ処理量のピークであった平成3年度の217万トンからは130万トン（▲60%）の減量となっているが、前年度に比べて大幅に減少した令和2年度からは同水準で推移している。これは、新型コロナウイルス感染症の影響による一時的な現象であると考えられるため、引き続き、ごみ減量の担い手をさらに広げつつ、特に重点化する分野を選定し、具体的な数値目標を掲げて取組を進めていくことが不可欠である。

5 家庭系ごみの減量・リサイクルの推進

(1) 「大阪エコバッグ運動」の推進

平成 21 年 12 月から、事業者・市民団体・大阪市の 3 者が連携・協働してごみ減量に取り組むため、「大阪市におけるレジ袋削減に関する協定」を締結し、レジ袋削減に向けた取組を進めている。

令和 4 年度における協定参加者は 16 事業者・1 市民団体となっており、3 者の協働によるマイバッグキャンペーンを実施するなど、協定参加者がそれぞれの立場で連携を図りながらレジ袋の削減に向け「大阪エコバッグ運動」を推進している。

協定参加者 (令和 5 年 8 月 1 日現在)

事業者 (50 音順)	イオンリテール株式会社近畿カンパニー、イズミヤ株式会社、株式会社イトーヨーカ堂、エルソニック株式会社、生活協同組合おおさかパルコープ、カナート株式会社、株式会社関西スーパーマーケット、株式会社京阪百貨店、株式会社光洋、株式会社コクミン、株式会社ダイエー、株式会社大丸松坂屋百貨店、株式会社阪急オアシス、株式会社平和堂、株式会社マルヤス、株式会社ライフコーポレーション
市民団体	なにわエコ会議

(2) 生ごみ減量に向けた取組

家庭から排出される普通ごみの中には生ごみが多く含まれており、その多くが手つかず食品や食べ残しといったいわゆる「食品ロス」であることから、「食品ロス」を削減することにより生ごみの発生を抑制するとともに、排出時の水きりを徹底し、さらなるごみ減量を図っていく。

具体的な取組として、家庭で余った食品を福祉団体等へ無償譲渡するノウハウを有する事業者と令和元年 6 月に「フードドライブ連携実施にかかる協定」を締結し、また、令和 3 年 6 月から「フードドライブ回収事業にかかる協定」を締結して店舗等で食品を回収する事業者を募集することにより「フードドライブ」の取組を進め、食品ロスの発生抑制を推進するとともに、「持続可能な開発目標 (SDGs)」の達成にも寄与するよう取り組んでいる。

令和 4 年度における「フードドライブ連携実施にかかる協定」参加者は 2 事業者、「フードドライブ回収事業にかかる協定」参加者は 3 事業者となっており、大阪市の一部の区役所やイベント等で回収した食品及び「フードドライブ回収事業にかかる協定」参加事業者が店舗等で回収した食品は、「フードドライブ連携実施にかかる協定」参加事業者や社会福祉協議会に引き渡され、大阪市内にある福祉団体等に無償で譲渡されている。

また、生ごみ 3 きり (食材の「使いきり」、料理の「食べきり」、排出時の「水きり」) 運動も推進している。

フードドライブ連携実施にかかる協定参加者 (令和 5 年 8 月 1 日現在)

事業者 (50 音順)	生活協同組合おおさかパルコープ 特定非営利活動法人ふーどばんく OSAKA
----------------	--

事業者 (50音順)	株式会社光洋 生活協同組合おおさかソルコープ 株式会社ダイエー
---------------	---------------------------------------

(3) 廃棄物減量等推進員と連携したごみ減量・リサイクルの推進

地域に密着して市民の自主的なごみ減量行動を促進するため、平成15年10月に「大阪市廃棄物減量等推進員（愛称：ごみゼロリーダー）」制度を創設した。

ごみゼロリーダーは、地域でのリーダーとして本市と連携・協働して、「ごみ減量アクションプラン」の普及啓発、地域で行われているコミュニティ回収・資源集団回収・新たなペットボトル回収やガレージセールなど3R活動の促進、分別収集への適正排出等の啓発など、ごみ減量に向けた地域での取組の推進を図っている。

(4) 環境事業センターにおける地域に即したごみ減量等の取組

市民の主体的なごみ減量・リサイクルの取組を充実させるため、日頃から地域に密着した廃棄物行政の拠点として市民に接する機会の多い「環境事業センター」が、地域の特性に応じた各種の働きかけを行っている。

■区役所等と連携した啓発

- ア 区役所等での「ごみ減量・3R啓発相談コーナー」の開設
- イ 区民まつり等各種イベントにおけるリサイクルコーナー・パネル展示等の出展
- ウ 調理の工夫で食品ロスを減らす料理教室の実施
(食材を無駄にせず使いきることがテーマの料理教室)

■地域等に向けた啓発

- ア ごみ減量・3Rに関する出前講座
- イ 小学校でのごみ減量・3Rに関する出前授業（体験学習）
- ウ 環境事業センター内に設置する市民啓発コーナーにおける情報提供、マタニティウェア等の展示・提供（毎月第3土曜日）

(5) 普及啓発の推進

ア 施設見学の受け入れ

焼却工場等の施設において、学校、町会、各種団体等の見学を積極的に受け入れるとともに、焼却工場を自由に見学できるオープンデーも設け、ごみ処理事業やごみ減量の取組への理解と協力を求めている。

なお、令和5年度は、各工場において小学生の工場見学を、舞洲工場では個人の工場見学を受け入れている。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から焼却工場オープンデーは令和2年度から休止していたが、令和4年度から再開しており令和5年度も引き続き実施している。

施設見学等の実施状況の推移

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
焼却工場等※ 施設見学	団体数(団体)	1,329	1,163	33	509	1,214
	人数(名)	34,954	30,637	1,460	3,968	12,961
焼却工場 オープンデー	実施日数(日)	9	7	0	0	5
	参加者数(名)	5,683	2,857	0	0	650

※ 北港処分地を含む

イ ごみ減量キャンペーンの実施

ごみの増加を抑制するためには、排出者である市民・事業者の協力が不可欠であることから、平成2年度からごみ減量キャンペーンを展開している。

キャンペーンでは、本市のごみ処理の実情に対する認識を深めてもらい、市民・事業者・行政が共にごみの減量やリサイクルに積極的に取り組む機運を盛り上げるため、各種イベントへの参加やポスターの掲出等により啓発に努めている。

(7) 大都市減量化・資源化共同キャンペーン

国が定める3R推進月間である10月に、「ごみの減量化・資源化」に対する市民・事業者の意識啓発を図ることを目的として、16の政令指定都市及び東京都23特別区と連携し「大都市減量化・資源化共同キャンペーン」を実施している。

期間中に大阪市の公共施設等において、再生紙を使用したオリジナルポスターを掲出し、啓発活動を実施している。

(4) 区民まつり等への参加

各区で開催される区民まつりや各種イベントに参加し、啓発コーナーを設置して、ごみ減量等の啓発を実施している。

ウ 特定非営利活動法人(NPO)や市民団体等との協働

ごみ減量やリサイクルを推進していくためには、様々なNPOや市民団体等と協働していくことが必要である。

例えば、「ごみゼロネット大阪」は、「大阪市廃棄物減量等推進審議会」及び「ごみ減量推進組織研究会」の提言により、市民・事業者・行政の三者が参加するごみ減量推進組織として、平成12年3月に設立された。平成13年3月には特定非営利活動(NPO)法人となり、ごみ減量のためにさまざまな実践活動に取り組む人々の支援に関する事業を行うことにより、市民、事業者、行政のネットワークセンター的役割を果たし、もって大阪市内のごみ減量を推進することを目的として活動している。

本市も「ごみゼロネット大阪」などのNPOや市民団体と協働し、ごみ減量を目的としたリサイクル教室などを開催している。

エ ごみ収集車を活用した普及啓発

「ごみ減量の呼びかけ」など局事業に関する広報ポスターを、ごみ収集車の側面に設置した広報板に掲出し収集作業を行うことで、広く市民の協力を呼びかけている。

また、資源ごみ、容器包装プラスチック、古紙・衣類の分別収集時に、収集車から分別収集の協力を求めるための普及啓発テープの放送を行い、分別排出を促進している。

(6) コミュニティ回収等の支援制度

市民が自主的に取り組む資源の集団回収活動を促進するため、平成11年度から町会・自治会・子ども会等の住民団体を対象として資源集団回収団体の支援制度を設けている。

平成26年度からは「コミュニティ回収(大阪市が実施している古紙・衣類分別収集を、地域活動協議会

等の地域コミュニティが主体となり収集を行うもので、基本的に大阪市と同じ排出方法で、地域活動協議会等の地域コミュニティが契約した回収業者が収集を行うもの」という手法を用いて、より一層の資源集団回収の促進を図っている。

コミュニティ回収等の活動団体に対しての支援制度を設けており、コミュニティ回収活動団体に対しては、「古紙・衣類」の回収実績に応じた支援を、資源集団回収活動団体に対しては、「古紙」の回収実績に応じた支援を実施している。

また、平成14年度から資源の集団回収活動及びその活動を通じ地域コミュニティの形成面で功績があった団体に対して市長表彰、区長表彰を実施している。(平成24年度に局長表彰を区長表彰に改正)

加えて、比較的安定していた古紙等の市況が令和元年末より急落し、再生資源事業者が新たな地域の収集を担うことに消極的になったほか、事業からの撤退が生じかねない事態となったため、令和3年度よりコミュニティ回収を担う再生資源事業者に対して、市況及び回収量に応じた支援を実施している。

■団体適用要件

【コミュニティ回収】

- (1) 次のいずれかの団体であること。
 - ア 地域活動協議会に対する補助金の交付の基準に関する要綱第5条第1項の規定により区長から認定された地域活動協議会
 - イ 連合振興町会（原則として小学校区単位を活動範囲とする場合に限る。）
- (2) 団体の活動区域に居住する市民から排出される一般廃棄物処理計画に定める古紙・衣類（新聞、段ボール、紙パック、雑誌、その他の紙、衣類の6品目。）を定期的に収集すること。
- (3) (2)の収集を営利を目的として行うものでないこと。

【資源集団回収】

- (1) 次のいずれかの団体であること。
 - ア 住民団体（自治会その他の営利を目的としない団体であって、大阪市内の排出世帯で構成された自主的な団体）
 - イ 地域活動協議会に対する補助金の交付の基準に関する要綱第5条第1項の規定により区長から認定された地域活動協議会
- (2) 団体の活動区域に居住し、又はその活動に協力する市民から排出される一般廃棄物処理計画に定める資源ごみ又は古紙・衣類を定期的に収集すること。
- (3) 10以上の排出世帯で構成されていること。
- (4) (2)の収集を営利を目的として行うものでないこと。

■奨励金（令和4年度の取組に対する支援内容）

【コミュニティ回収】

古紙・衣類を回収している団体に対し、年間古紙・衣類の回収量に応じて、

15トンまで	3.8円/kg
15トンを超え30トンまで	4.3円/kg
30トンを超えた回収量	4.8円/kg

を乗じて得た金額（上限額は100万円）を支給

【資源集団回収】

古紙を回収している団体に対し、年間古紙の回収量に応じて、

15トンまで	1.5円/kg
15トンを超え30トンまで	2円/kg
30トンを超えた回収量	3円/kg

を乗じて得た金額（上限額は70万円）を支給

資源集団回収・コミュニティ回収の実施団体数と回収量の推移

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施団体数(団体)		2,807 (75)	2,731 (101)	2,656 (109)	2,644 (113)	2,559 (115)
回収量(t)		34,384 (7,252)	32,091 (10,600)	27,651 (12,278)	26,235 (14,305)	23,816 (14,513)
品目別 回収量 (t)	古紙	31,732 (6,609)	29,290 (9,595)	25,501 (11,260)	23,869 (12,929)	21,691 (13,186)
	衣類	(628)	(978)	(963)	(1,361)	(1,306)
	古布	1,776 (2)	1,912 (14)	1,351 (41)	1,605 (0)	1,435 (3)
	びん	25	25	4	2	2 (1)
	金属	689 (12)	695 (12)	712 (13)	684 (14)	618 (15)
	その他	162 (1)	169 (1)	83 (1)	75 (1)	70 (2)

※実施団体数は年度末現在で、() はコミュニティ回収の団体数で外数

※回収量及び品目別回収量の() はコミュニティ回収の回収量で外数

資源集団回収功労団体表彰受賞者数

(単位: 団体)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
市長表彰	24	22	24	24	24
区長表彰	87	87	87	86	89
計	111	109	111	110	113

■コミュニティ回収を担う再生資源事業者への奨励金(令和5年度の支援内容)

次の表で算出した奨励金単価に収集実績を乗じた額を四半期ごとに支給

対象品目	奨励金単価の算出方法	基準価格(円/kg)	市況価格(円/kg)
新聞・折込チラシ	基準価格-市況価格 なお、奨励金単価の算出にあたり採用する市況価格については、4月から同年6月までの回収分については6月最初に公表される市況価格、7月から同年9月までの回収分については9月最初に公表される市況価格、10月から同年12月までの回収分については12月最初に公表される市況価格、1月から同年3月までの回収分については3月最初に公表される市況価格とする。	6.0円	日本経済新聞社「日本経済新聞」の「古紙回収問屋買値東京欄」における新聞の価格((高値+安値)÷2)とする。
段ボール			日本経済新聞社「日本経済新聞」の「古紙回収問屋買値東京欄」における段ボールの価格((高値+安値)÷2)とする。
雑誌、紙パック、その他の紙			日本経済新聞社「日本経済新聞」の「古紙回収問屋買値東京欄」における雑誌の価格((高値+安値)÷2)とする。
衣類			資源新報社「資源新報」の「再生原料相場」における込ボロの価格((高値+安値)÷2)とする。

(7) 地域・事業者との連携による新たなペットボトル・リサイクルシステム（みんなでつなげるペットボトル循環プロジェクト）

廃棄物の減量及び資源の有効利用を推進し、SDGs の考え方による経済・社会・環境の統合的向上をめざすとともに、資源循環をより一層推進するため、地域コミュニティ及び事業者と連携協働して、ペットボトルを回収・リサイクルする「地域・事業者との連携による新たなペットボトル・リサイクルシステム（みんなでつなげるペットボトル循環プロジェクト）」に取り組んでいる。

参画事業者 (令和5年4月1日現在)

参画事業者 (50音順)	栄伸開発株式会社
	大阪紙業株式会社
	旭宝資源株式会社
	株式会社さつき
	サントリーホールディングス株式会社
	株式会社北部衛生マツダ株式会社

新たなペットボトル・リサイクルシステムの実施地域数と回収量の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施地域数	3	49	79	124
回収量 (t)	12	162	652	827

(8) 乾電池などの拠点回収

ごみの減量を図り資源の有効利用を促進するため、平成3年10月から紙パックの回収拠点として環境事業センターに窓口を設け、市民からの持ち込みの受付回収を開始した。回収の促進を図るため、市民がいつでも持ち込むことのできる回収ボックスを公共施設に順次設置するとともに、回収対象品目についても、平成13年10月から乾電池・蛍光灯管・水銀体温計を追加した。

平成21年4月から、さらなる回収促進を図るため、受付回収や公共施設への回収ボックス設置に加え、スーパーマーケット等の民間施設にも回収ボックスを設置した。

平成22年11月からは、インクカートリッジについても回収ボックスを設置し、拠点回収を実施している。

なお、平成25年10月から開始した古紙・衣類収集の対象品目である紙パックについては、平成27年4月から古紙・衣類収集の収集頻度を月2回から週1回に変更することに伴い、平成27年3月末で拠点回収を廃止した。

また、水銀の環境への排出を未然に防ぐため、平成28年4月から水銀血圧計を、平成29年2月から水銀温度計を環境事業センターにて受付回収するとともに、蛍光灯管については、平成30年10月から電話等申込みによる訪問回収を、令和4年3月から電器店で受付回収を実施している。

回収ボックス設置場所及び設置数 (令和5年4月1日現在)

設置場所	設置数	回収品目
民間施設	221カ所	乾電池、蛍光灯管、水銀体温計、インクカートリッジ ※各施設により回収品目は異なる ※使用済小型家電の設置場所及び設置数については(10)を参照
区役所等	79カ所	

拠点回収による回収量の推移

(単位：t)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
乾電池	89	90	105	114	118
蛍光灯管	24	29	33	32	30
インクカートリッジ	5	5	5	5	5

※「乾電池」に水銀体温計・水銀血圧計・水銀温度計を含む。

(9) マタニティウェア・ベビー服・子ども服・絵本の回収及び展示・提供

平成17年4月から、使用期間が限定されている衣類のリユース（再使用）促進のため、再使用可能なマタニティウェア・ベビー服・子ども服・絵本について、環境事業センターにおいて受付回収を実施するとともに、平成21年4月から、電話申込みにより職員がご家庭まで引取りに伺い回収を行っている。また、絵本については、令和2年3月から環境事業センターにおいて受付回収を実施している。

回収したマタニティウェア等は、平成17年6月から環境事業センターで毎月第3土曜日に設置する市民啓発コーナー等に展示し、市民に無料で提供している。

マタニティウェア等の回収量と展示・提供数の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
回収量 (t)	23	27	14	15	17
展示・提供数 (点)	66,343	59,367	46	2,611	8,708

(10) 使用済小型家電のリサイクル

使用済小型家電の適正処理とこれに含まれるレアメタル等の有用金属の循環利用を進めるため、平成26年3月から使用済小型家電の回収を開始した。

国がガイドラインで、資源性と分別のしやすさからリサイクルすべきとして指定している「特定対象品目」である、携帯電話やデジタルカメラ、ゲーム機などの使用済小型家電（15cm×30cm以下のものに限る。）を対象に、区役所・出張所、市役所、環境事業センター、府庁に回収ボックスを設置し、拠点回収を実施している（令和5年8月1日現在42カ所）。

また、令和元年6月から使用済小型家電回収の解体・分別の処理工程で、障がい者の雇用・就労機会の創出を図るため福祉施設との連携を実施している。

さらに、令和3年2月から、国の認定事業者と協定を締結し、宅配便による自宅回収を実施している。

使用済小型家電回収量実績

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
回収量 (t)	21	28	52	159	193

(11) 古紙・衣類の持ち去り行為に関する規制

市民が、本市の収集のために排出された、または、地域において自主的に活動するコミュニティ回収活動等のために排出された古紙・衣類を対象として、廃棄物の減量と適正処理を促進する目的から、「大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例」の一部改正を行い、平成29年4月から古紙・衣類の持ち去り行為等を規制し、平成29年10月からは違反者に対し指導等を経たうえで、過料を科すほか、氏名等を公表するなど、持ち去り行為に厳正に取り組

んでいる。

また、古紙・衣類の持ち去り行為の防止対策の強化を図るため、平成 29 年 9 月に、大阪の古紙業界の健全な発展に資する団体である古紙流通安定協会と、古紙・衣類の持ち去り行為等に関する協定を締結した。

6 分別収集の促進

(1) 排出指定制度

ごみの分別排出を促進することによる資源化の拡大及び収集作業中の安全確保などを図るため、家庭系ごみ及び事業系ごみについて、「中身の見えるごみ袋（透明または半透明）」での排出指定制度を平成 20 年 1 月から導入している。

■対象となるごみ

ア 環境局が収集する普通ごみ、資源ごみ、容器包装プラスチック、衣類、袋により排出される古紙及び粗大ごみ

イ 許可業者が収集する家庭系ごみ及び袋により排出される事業系ごみ

(2) 資源ごみ

平成 4 年 10 月から北区・都島区・旭区の 3 区においてテスト事業を行い、平成 6 年 10 月から市内全域で分別収集を実施している。

収集対象品目は、当初の空き缶・空きびんに加え、平成 6 年 10 月からは金属製の一部食生活用品、平成 9 年 10 月からはペットボトル、平成 19 年 4 月からは金属製の生活用品（最大の辺、又は径が 30cm 以下、棒状のものは 1 m 以下のものに限る）、平成 29 年 4 月からは、スプレー缶・カセットボンベ類（中身を使いきり、穴をあけずに他の資源ごみとは別袋で排出）を追加している。

収集は、平成 17 年 4 月から週 1 回の頻度で行っており、平成 27 年 4 月からは、北区・都島区において収集運搬業務の民間委託を開始し、平成 29 年 4 月から実施地域を 5 行政区に拡大、その後、順次実施地域を拡大し、令和 5 年 4 月からは 24 行政区中 22 行政区において民間委託を実施している。

なお、収集した資源ごみは、民間の選別施設で圧縮・減容等の加工を行い、指定法人及び再資源化事業者に引き渡し再商品化している。

■実施経過 ※（ ）内は区名

平成 4 年 10 月～ 分別収集を開始（北・都島・旭）

平成 6 年 10 月～ 収集対象品目に金属製の一部食生活用品を追加
分別収集を全市で実施

平成 9 年 10 月～ 収集対象品目にペットボトルを追加

平成 19 年 4 月～ 収集対象品目に金属製の生活用品を追加

平成 27 年 4 月～ 民間委託を実施（北・都島）

平成 29 年 4 月～ 収集対象品目にスプレー缶・カセットボンベ類を追加
民間委託を拡大（西・港・大正）

令和 2 年 4 月～ 民間委託を拡大（平野）

令和 3 年 4 月～ 民間委託を拡大（淀川・東淀川・福島・此花・西淀川）

令和 4 年 4 月～ 民間委託を拡大（住之江・住吉・阿倍野・西成）

令和 5 年 4 月～ 民間委託を拡大（旭・城東・鶴見・天王寺・東住吉・中央・浪速）

(3) 容器包装プラスチック

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」の完全実施（平成12年4月）を受け、ペットボトルを除くプラスチック製の容器包装廃棄物を対象に、平成13年10月から福島区・此花区・住之江区・住吉区の4区においてテスト事業を行い、平成15年10月から西区・港区・大正区・西淀川区・旭区・城東区・鶴見区を加えた11区に拡大し、平成17年4月から市内全域で分別収集を実施している。

収集は、平成14年10月から週1回の頻度で行っており、平成27年4月からは、北区・都島区において収集運搬業務の民間委託を開始し、平成29年4月から実施地域を5行政区に拡大、その後、順次実施地域を拡大し、令和5年4月からは24行政区中22行政区において民間委託を実施している。

なお、収集した容器包装プラスチックは、民間の選別施設で異物除去等を行い、圧縮梱包の上、指定法人に引き渡し再商品化している。

■実施経過 ※（ ）内は区名

- 平成13年10月～ 分別収集を開始（都島・此花・住之江・住吉）
- 平成15年10月～ 分別収集を拡大（西・港・大正・西淀川・旭・城東・鶴見）
- 平成17年4月～ 分別収集を全市で実施
- 平成27年4月～ 民間委託を実施（北・都島）
- 平成29年4月～ 民間委託を拡大（西・港・大正）
- 令和2年4月～ 民間委託を拡大（平野）
- 令和3年4月～ 民間委託を拡大（淀川・東淀川・福島・此花・西淀川）
- 令和4年4月～ 民間委託を拡大（住之江・住吉・阿倍野・西成）
- 令和5年4月～ 民間委託を拡大（旭・城東・鶴見・天王寺・東住吉・中央・浪速）

(4) 古紙・衣類

新聞・折込チラシ、段ボール、紙パック、雑誌、その他の紙、衣類を対象に、平成25年2月から北区・都島区・中央区・浪速区・東成区・生野区の6区において分別収集を開始し、平成25年10月から市内全域で収集を実施している。

収集は、平成25年2月から6区において月2回、平成25年10月から市内全域において月2回、平成27年4月から市内全域において週1回の頻度で行っており、平成27年4月から2行政区において民間委託を実施、平成28年4月から3行政区において実施地域を拡大し、令和5年4月からは24行政区中7行政区において民間委託を実施している。

なお、収集した古紙・衣類は、再生資源事業者へ直接搬入のうえ売却し、再資源化を図っている。

■実施経過 ※（ ）内は区名

- 平成25年2月～ 分別収集を開始（北・都島・中央・浪速・東成・生野）
- 平成25年10月～ 分別収集を全市で実施
- 平成27年4月～ 民間委託を実施（北・都島）
- 平成28年4月～ 民間委託を拡大（西・港・大正）
- 令和5年4月～ 民間委託を拡大（淀川・東淀川）

(5) 分別排出の徹底（残置による啓発・指導）

古紙・衣類分別収集の全市実施にあわせ、平成25年10月から、普通ごみに空き缶や新聞など分別収集対象品目が混ざっている場合など、全てのごみ収集において分別ルールが守られていないごみは、啓発シールを貼って収集せず残置することで、分別ルールの徹底を図っている。

残置したごみは、ごみの排出者本人が持ち帰りのうえ再度正しく分別し、普通ごみ、資源ごみ、容器包装プラスチック、古紙・衣類のそれぞれの収集日に改めて出していただくこととしている。

(6) 粗大ごみ

申告制（電話申込み）による粗大ごみ収集については、平成9年10月から西区、港区、大正区の3区でテスト事業を開始し、粗大ごみの減量化や適正処理、さらにはまちの美化促進に効果が得られたため、平成11年10月から実施地域を9区拡大したのち、平成12年10月からはさらに12区を追加し、市内全域に拡大した。

さらに、行政サービスの公平性を確保すること及びごみの減量化を推進するといった観点から、平成18年10月から有料化を実施している。

なお、平成23年10月から北区、都島区、旭区、城東区、鶴見区において、収集運搬業務の民間委託を開始しており、平成25年4月から実施地域を12区拡大したのち、平成26年4月からはさらに7区を追加し、市内全域で粗大ごみ収集の民間委託を実施している。

また、平成31年3月からは電話による申し込みに加えて、インターネットでの申込受付を開始した。

■実施経過 ※（ ）内は区名

- 平成 9年10月～ 申告制を実施（西・港・大正）
- 平成11年10月～ 申告制を拡大（中央・天王寺・浪速・阿倍野・住之江・住吉・東住吉・平野・西成）
- 平成12年10月～ 申告制を全市域で実施（北・都島・福島・此花・西淀川・淀川・東淀川・東成・生野・旭・城東・鶴見）
- 平成18年10月～ 有料化を実施
- 平成23年10月～ 民間委託を実施（北・都島・旭・城東・鶴見）
- 平成25年 4月～ 民間委託を拡大（淀川・東淀川・福島・此花・西淀川・天王寺・東住吉・西・港・大正・住之江・住吉）
- 平成26年 4月～ 民間委託を全市域で実施（中央・浪速・東成・生野・阿倍野・西成・平野）
- 平成31年 3月～ インターネットによる申込受付を開始

■粗大ごみ収集の申し込み方法

ア 粗大ごみを出す場合には、粗大ごみ収集受付センターに電話またはインターネットで申し込みを行う。

- フリーダイヤル 0120-79-0053（通話料無料）
- 携帯電話からの申し込み先 06-6530-1530（通話料有料）
- インターネットURL <https://ecolife.e-tumo.jp/kankyo-osaka-u/>
- 受付日 月曜日～土曜日（祝日も受付）午前9時～午後5時
- ただし、12月29日～1月3日の間の受付は休み
- （インターネットからは24時間365日 申し込み可能）

イ 申し込み者は、住所、氏名、電話番号（連絡先）、粗大ごみの品目等を伝える（入力する）。

ウ 粗大ごみ収集受付センターから、申し込み者へ収集日など必要事項をお知らせする。

※ 聴覚障がい等のある方は、ファクシミリかはがきによる申し込みができる。



■粗大ごみの出し方

- ア 申し込み者は、品目に応じた「粗大ごみ処理手数料券」を取扱店や環境事業センターで購入する。
- イ 粗大ごみ処理手数料券に受付番号又は氏名を記入して品目ごとに貼り付け、粗大ごみ収集受付センターでお知らせする収集日の午前8時30分までに家の前（又は指定場所）に出す。

7 事業系ごみの減量・リサイクルの推進

(1) 大規模な事業用建物の所有者等への減量推進・適正処理指導

平成5年度から本市条例及び規則により、多量の事業系廃棄物を排出する建物を「特定建築物」と規定し、所有者・管理者に対し、毎年「事業系廃棄物の減量推進及び適正処理に関する計画書」の提出及び廃棄物管理責任者の選任を義務付けている。また、特定建築物の占有者（テナント）に対しても、所有者・管理者に対する協力を義務付けている。

指導対象となる特定建築物に対しては、一般廃棄物指導課職員による立入検査を実施することにより、提出された計画書に基づき実施状況を把握するとともに、必要に応じ助言・指導を行っている。

なお、平成11年度から、廃棄物の減量推進及び適正処理への取組が優良な特定建築物を対象に「ごみ減量優良標」を贈呈している。さらに、優良な取組が一定期間継続している事業所に対して平成15年度から局長表彰を、局長表彰受賞後も継続して取組が優秀な特定建築物については平成20年度から市長表彰を行っている。

■特定建築物の対象拡大の経過

- 平成5年4月～ 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（「通称：ビル管理法」第2条に定める事業用途に供する部分の延床面積が3,000㎡以上の建物（学校教育法に規定する学校については8,000㎡以上）を対象
- 平成11年4月～ 事務所の用途に供される部分の延床面積を2,000㎡以上に拡大
「大規模小売店舗立地法」第2条第2項に規定する大規模小売店舗を対象に追加
- 平成15年4月～ 製造工場、倉庫の用途に供される部分の延床面積3,000㎡以上の建物を対象に追加
- 平成19年4月～ 事務所の用途に供される部分の延床面積を1,000㎡以上に拡大

特定建築物への指導実績

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指導対象件数（件）	4,287	4,272	4,255	4,262	4,257
発生量（t）	481,163	476,692	406,085	453,678	424,375
資源化量（t）	290,059	292,580	256,537	303,606	259,249
資源化率（%）	60.3	61.4	63.2	66.9	61.1

(2) 排出事業者と協働した事業系廃棄物の適正区分・適正処理の推進

本市ごみ処理量の約6割を占める事業系ごみの減量を図るため、平成21年度から焼却工場での搬入物展開検査等を強化し、産業廃棄物などの搬入不適物が発見されれば収集業者に対し、収集状況等を確認の上、適正処理指導を行なうとともに、ごみを排出した事業

者に対しては、事業系廃棄物適正処理啓発指導員が、個別に適正な処理ルートに誘導、適正処理方法の啓発と指導を行うなど、事業系ごみの適正区分・適正処理を推進している。

(3) 資源化可能な紙類の焼却工場への搬入禁止

焼却処理している事業系ごみには、多くの資源化可能な紙類が混入していることから、より一層ごみ減量を推進するため、平成 25 年 10 月から、資源化可能な紙類の焼却工場への搬入を禁止している。

ア 少量排出事業者への対応

(7) 古紙回収協力店制度

持ち込まれる紙類を「無料」で受け入れる事業者を「大阪市事業系古紙回収協力店」として登録し、本市ホームページ等で積極的に紹介している。(令和 4 年 7 月末現在 99 店)

(イ) 大阪広域環境施設組合の焼却工場における資源回収コンテナの設置

許可業者が収集した少量の紙類を受け入れる回収ボックスを、各焼却工場に設置している。

イ 機密書類やシュレッダー紙のリサイクルに関する情報発信

再生資源事業者の情報を取扱い品目ごとに本市ホームページに掲載しており、機密書類やシュレッダー紙のリサイクルが可能な業者の情報も掲載している。

(4) 一般廃棄物再生利用業の指定制度の拡充

平成 5 年度に一般廃棄物に係る再生利用業指定制度を設け、同年度から取り扱う一般廃棄物の種類を「動植物性残渣（魚類の固形状粗に限る）」とする一般廃棄物再生輸送業及び再生活用業の指定を実施している。

また、一般廃棄物のさらなる減量並びに温室効果ガス削減の見地より、焼却処理していた一般廃棄物のうちリサイクル可能な「木くず（剪定枝に限る）」、「動植物性残渣（魚類の固形状粗を除く）」、「廃油（廃食用油に限る）」を平成 28 年度から一般廃棄物再生利用業の取り扱う廃棄物の種類に加えた。

【一般廃棄物再生利用業指定事業者】(令和 5 年 4 月 1 日現在)

再生輸送業及び再生活用業：動植物性残渣（魚類の固形状粗に限る） 4 業者

廃油（廃食用油に限る） 2 業者

再生輸送業：木くず（剪定枝に限る） 63 業者

動植物性残渣（揚げかすに限る）・廃油（廃食用油に限る） 1 業者

再生活用業：木くず（剪定枝に限る） 4 業者・動植物性残渣 1 業者

(5) 生ごみの発生抑制への取組

食品リサイクル法の趣旨や内容の普及啓発に努めるとともに、食品関連事業者等とも連携して、食品ロスの削減など、生ごみの発生抑制に向けた取組を推進している。

ア 「大阪市食べ残しゼロ推進店舗登録制度」の実施

外食における食べ残しを削減することにより、飲食店等における生ごみの発生抑制を図るため、小盛りメニューの導入や食べ残し削減の啓発活動に取り組む飲食店等を「大

阪市食べ残しゼロ推進店」として募集・登録し、本市ホームページなどでPRしている。
(令和5年10月末現在164店)

イ 「食べ残しゼロ」の推進に関する連携協定（一般社団法人 大阪外食産業協会）

一般社団法人 大阪外食産業協会と、「食べ残しゼロ」の推進に関する連携協定を締結し、生ごみの発生抑制に向けた啓発・広報、取組の企画・立案など、外食産業事業者と連携して、取組を推進している。

ウ 「食べ残しゼロ」の推進に関する連携協定（株式会社京阪神エルマガジン社）

株式会社 京阪神エルマガジン社と、「食べ残しゼロ」の推進に関する連携協定を締結し、同社が発行する情報誌「Meets Regional」への大阪市が実施する「食べ残しゼロ」の推進に関する施策・イベントなど取組を掲載している。

エ 「食べ残しゼロ」の推進に関する連携協定（株式会社REARS（リアーズ））

株式会社REARS（リアーズ）と、「食べ残しゼロ」の推進に関する連携協定を締結し、同社が運営している携帯アプリ「FOOD PASSPORT（フードパスポート）」のホームページに大阪市が実施する「食べ残しゼロ」の推進に関する施策などを掲載しPRしている。

オ 「食べ残しゼロ」の推進に関する連携協定（株式会社コークッキング）

株式会社コークッキングと、「食べ残しゼロ」の推進に関する連携協定を締結し、同社が運営している「TABETE（タベテ）」のホームページに大阪市が実施する「食べ残しゼロ」の推進に関する施策などを掲載しPRしている。